

共同入札について

◆共同入札とは

1. 共同入札とは、一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
2. 公売財産が不動産の場合、共同入札することができます。
3. 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。公売参加申し込みおよび入札などは、代表者のログインIDで行うこととなります。

◆手続きに入る前に

1. 手続きに入る前に「官公庁オークションガイドラインおよび大和町インターネット公売ガイドライン」などを必ずお読みください。
2. 代表者名でログインIDの取得などを行い、官公庁オークション内の大和町インターネット公売の公売物件詳細画面より、公売参加仮申し込みを行った後、この手続きを行ってください。
3. 公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は、入札しようとしている公売物件の売却区分ごとに必要となります。入札しようとしている公売物件詳細画面より公売保証金の納付方法および金額を確認した上で、次の手続きを行ってください。

◆必要書類の送付

1. 公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書
公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書を大和町ホームページから印刷し、記入例にしたがって太枠内に代表者氏名などの必要事項を記入・捺印して下さい。
なお、記入された氏名（名称）、住所（所在地）、電話番号、ログインID、メールアドレス、返還請求先の口座情報は入札終了後の買受代金の納付または公売保証金の返還手続きの完了まで変更できませんのでご注意ください。
公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書は、書留郵便または配達記録などにより大和町に送付してください。
2. 委任状
代表者以外の方全員から代表者に対する委任状が必要となります。委任状を大和町ホームページから印刷し、記入例にしたがって必要事項を記入・捺印して下さい。
3. 共同入札者持分内訳書
共同入札者持分内訳書を大和町ホームページから印刷し、記入例にしたがって共同入札者全員の住所（所在地）、氏名（名称）、各共同入札者の持分を記入してください。
4. 住所証明書
共同入札者全員の住所証明書（法人の場合は商業登記簿謄本など）を添付してください。

◆公売保証金の納付

1. 大和町は、公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書を受領した後、そこに記入されているメールアドレスに振込先銀行口座など公売保証金の納付方法のご案内を電子メールで送信します。
2. 電子メールの案内にしたがって、下記のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。なお、公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに大和町が確認できるように納付してください。大和町が納付を確認できない場合、入札することができません。
 - (1) 銀行口座への振込

大和町が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。また、振り込み手数料は、公売参加者の負担となります。

(2) 現金書留による送付（50万円以下の場合のみ）

郵送料などは、公売参加者の負担となります。

(3) 郵便為替の送付

郵便為替により公売保証金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限ります。

(4) 大和町に直接持参

銀行振出の小切手は、仙台手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。

3. 大和町が公売保証金の納付を確認した後、参加申込完了（参加登録）の手続きを行うと、入札することができるようになります。

4. 公売参加仮申込を行ったログインIDでログインした画面で、「参加申込・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

◆公売保証金の返還

1. 最高価申込者および次順位買受申込者など以外の公売参加者が納付した公売保証金は、入札期間終了後返還します。なお、公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となります。この場合までに入札終了後4週間程度要することがあります。
2. 特定の公売財産の中止またはインターネット公売全体が中止となった場合は、納付した公売保証金は返還します。この場合、返還までに入札終了後4週間程度要することがあります。
3. 国税徴収法第108条第1項の規定に該当し、同条第2項の処分を受けた公売参加者の公売保証金は返還しません。
4. 公売保証金の返還方法は、公売参加者などが指定する金融機関の預金口座（郵便局を除きます。）への振込のみとなります。